

みよし市若年がん患者在宅療養支援事業

若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援しています。

●対象者●

- (1) みよし市内に住所を有する方
- (2) サービス利用時点において年齢が0歳以上40歳未満の方
- (3) がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な方
- (5) 市税を滞納していない方

●助成内容●

在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護等）の利用料、福祉用具の貸与にかかる費用、福祉用具の購入にかかる費用、居宅介護支援にかかる費用
※他の制度において支援事業と同等の助成又は給付を受けているものを除きます。

●助成金額●

上記の助成内容を合計した額の9割（1か月上限54,000円）

●申請から助成までの流れ●

①事前相談、交付申請：サービス等を利用する前に必ず保険健康課へご相談ください。

その後、申請に必要な書類を提出してください。（郵送可）

【申請書類】★みよし市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

★みよし市若年がん患者在宅療養支援事業意見書（様式第2号）

※意見書作成料は、自己負担になります。

②利用決定通知：申請内容を審査し、適当と認められた場合、交付決定通知書を郵送します。

③サービスの利用：サービス利用料等は、一旦自己負担で全額を払っていただきます。

④助成金の請求：サービス利用日の翌年度4月10日まで

【必要書類】★みよし市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付請求書（様式第8号）

★サービス利用等にかかる領収書（申請者又は対象者の氏名、利用（購入）金額、サービス等利用日（購入日）、サービス内容（品名）、領収書の発行者名が記載されているもの）

★振込口座が確認できる書類

⑤助成金の振込：請求に基づき指定の口座に助成金を振り込みます。

●問い合わせ・提出先●

みよし市保険健康課（みよし市役所1階）

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

電話：0561-76-5880 FAX：0561-34-3388

E-mail：hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp



